

新型コロナウイルス感染症予防対策時系列(国, 県, 市)

年	月	日	国	県	市(主にスポーツ推進課)
2	2	27	首相, 全国の小中学校休校要請		
	3	3			市内全小中学校休校
	4	7	緊急事態宣言発出(5月6日まで)		
		16	緊急事態宣言全国に拡大		
		28	小中学校休校延長(5月31日まで)		市内全小中学校休校延長
5	4	緊急事態宣言延長決定(5月31日まで)			
		7	厚生労働省「新しい生活様式」公表		
		14	緊急事態宣言一部地域解除決定(39県)		
		21	大阪府, 京都府, 兵庫県の緊急事態宣言解除決定		
		22			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン
7	1				芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定
8	24				芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定
9	19				芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定
12	1				芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定
3	1	13			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(18日適用)
		14	兵庫県に緊急事態宣言(2月7日まで)		
	2	25			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定
	3	4			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(8日適用)
	4	2			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(5日適用)
		5	まん延防止等状重点措置を適用(神戸市, 芦屋市, 西宮市, 尼崎市)		
		23	25日から5月11日まで, 東京, 大阪, 兵庫, 京都に緊急事態宣言発出		
		25			体育館, 全屋外運動施設5月11日まで閉鎖
		27			スポーツ推進課職員を3班に分け, 在宅勤務を実施(1日2名体制実施)
5	10	緊急事態宣言延長決定(5月12日から31日まで)			体育館, 全屋外運動施設5月12日から31日まで19時までの閉館に変更
		11			スポーツ推進課職員の在宅勤務を1日2名に変更
		31	緊急事態宣言延長決定(6月1日から20日まで)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(6月1日適用)(20時閉館, 主催イベント大会中止)
6	18	まん延防止等状重点措置を適用(6月21日から7月11日まで)(神戸市, 阪神南, 阪神北, 東播磨, 姫路市)			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(6月21日適用)(上限50%, 主催イベント大会適宜判断)
7	9	感染リバウンド防止対策を適用(7月12日から31日まで)(兵庫県内)			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(7月12日適用)(20時30分閉館)
		29	感染リバウンド防止対策を延長(8月1日から22日まで)(兵庫県内)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(8月1日適用)(20時30分閉館)
		30	まん延防止等状重点措置を適用(8月2日から31日まで)(兵庫県内)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(8月2日適用)(20時閉館)
8	18	兵庫県に緊急事態宣言(8月20日から9月12日まで)			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(8月20日適用)(上限50%)
9	10	緊急事態宣言延長決定(13日から30日まで)			芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(9月13日適用)
		30	緊急事態宣言解除(10月1日から21日まで)	県独自措置の決定(10月1日から21日まで)	芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(10月1日適用)(21時閉館, 期限21日まで)
10	21		県独自措置の解除(10月22日から)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(10月22日適用)(時短要請解除)
12	20				芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(12月20日適用)(用具貸出し制限解除)
4	1	26	まん延防止等状重点措置を適用(1月27日から2月20日まで)(兵庫県内)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(1月27日適用)(用具貸出し制限)
	2	18	まん延防止等状重点措置を適用を延長(1月27日から3月6日まで)(兵庫県内)		
	3	4	まん延防止等状重点措置を適用を再延長(1月27日から3月21日まで)(兵庫県内)		
	3	17	まん延防止等状重点措置を解除(3月21日まで)(兵庫県内)		芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン改定(3月22日適用)(用具貸出し制限解除)

## 令和2年度 スポーツ関係事業実施状況表

年	月	日	事業内容	参加者（人）
2	4	5	市長杯（登山大会）	834
2	4	12	2020ユニセフカップ芦屋さくらファンラン	中止
2	4	29	教育長杯（ソフトテニス大会）	中止
2	7	26	教育長杯（バドミントン大会）	中止
2	8	26	市民ゴルフ大会	104
2	8		市長杯（弓道大会）	中止
2	9		市長杯（テニス大会）	中止
2	9		教育長杯（弓道大会）	中止
2	10	3	市民スポーツフェスタ	中止
2	10	10	市長杯（クォーターテニス大会）	40
2	10	24	秋のファミリースポーツの集い	44
2	10		市長杯（グラウンド・ゴルフ大会）	中止
2	10		教育長杯（空手道大会）	中止
2	11	29	芦屋ユナイテッドリレーマラソン2020	324
2	12		市長杯（バレーボール大会）	中止
2	12		市長杯（バドミントン大会）	中止
3	2	2	市長杯（卓球大会）	中止
3	2	11	2021あしやスポーツフォーラム	中止
3	3	27	2021スポーツ輪投げ・芦屋市民クロリティー交流大会	中止
3	3	30	教育長杯（テニス大会）	34
3	3		市長杯（フットサル大会）	中止
3	3		教育長杯（フットサル大会）	中止

1. 追加資料

- (1) 芦屋市補助金等交付決定通知書
- (2) 令和2年度芦屋市補助金等交付報告書
- (3) 監査報告書

2. 追加説明

山口委員よりご指摘いただきました、資料4のP. 1「主な申請内容について」の部分にある、事業ごとに補助金が交付されているかについて、審議会中では事業ごとに交付していると回答しましたが、正確には芦屋市からは事業ごとの交付ではなく「市民スポーツ・文化の振興事業」を目的として一括で120万円を交付しています。（※「芦屋市補助金等交付決定通知書」の2補助対象事業及び内容の部分をご参照ください。）

実施出来ていない事業もありますが、新型コロナウイルスの影響を鑑み、他の市民スポーツ・文化の振興事業において交付が必要であると判断しています。

松木委員よりご指摘をいただきました、補助金申請書に対する報告書が資料として添付されていなかった件について、おっしゃる通り、交付している120万円の内訳が不明瞭であるため、追加資料「令和2年度芦屋市補助金等交付報告書」をお送りさせていただきます。

以前より、NPO法人が所轄庁（芦屋市体育協会の場合は兵庫県）に提出する会計資料として、「活動計算書」のみを添付しておりましたが、120万円の内訳が不明瞭でした。申し訳ございません。また、事業ごとの内訳は以下の通りとなっています。

・市民体育大会	150,000円	会場使用料, 消耗品等
・体協チャレンジ	550,000円	備品, 消耗品, 講師謝金等
・青少年育成事業	110,000円	事業主幹団体への事業助成
・初心者育成事業	120,000円	〃
・市民スポーツ振興事業	110,000円	〃
・各種会議	70,000円	会場費等
※総会, 理事会, 役職者会, 3委員会（総務・事業育成・広報）等		
・表彰事業	90,000円	会場使用料等

西端委員よりご指摘をいただきました、監査印が押された会計資料が添付されていないことについては、「監査報告書」を追加資料として送付させていただきます。

前述の通り、「活動計算書」はNPO法人が所轄庁（兵庫県）に提出し、承認された正式な会計資料となっており、活動計算書には監査印は押印されておりません。

金山委員よりご指摘いただきました、令和2年度の「活動計算書」の中にある講師謝礼金は、A・C芦屋ユナイテッド事業の各種プログラムの指導者への講師謝礼金となっており、交付した補助金120万円以外の経費より支払われております。



様式第4号

芦屋市指令第1569号

団体名 特定非営利活動法人芦屋市体育協会

### 芦屋市補助金等交付決定通知書

令和2年10月28日付けで申請のあった特定非営利活動法人芦屋市体育協会が実施する市民スポーツ・文化の振興事業実施に係る補助金については、次のとおり交付する。

令和2年10月28日

芦屋市長 伊藤



#### 記

1 補助金等交付額

金額	交付時期			
1,200,000円	2・12・25	1,200,000円	・	円

- 補助対象事業及び内容（他の目的に使用してはならない。）  
市民スポーツ・文化の振興事業（市民スポーツ事業、競技力向上事業等）
- 事業年度終了後は、速やかに次の報告書を提出しなければならない。
  - 収支決算報告書
  - 事業（活動）報告書
- 事業年度途中であっても請求されたときは、直ちに関係書類を整えて市長に報告しなければならない。
- その他の条件等  
特になし

以上



事業報告書 (決算書)				財源内容		
支出科目	事業名	金額	事業内容及び積算の基礎	補助金	会費	その他
スポーツ事業 業振興費	①スポーツ文化方策の調査・研修					
	②市民スポーツ・文化の指導、奨励と指導者の養成事業					
	・クラブマネージャー・指導者研修事業	0	※コロナにより未実施			0
	・スポーツフォーラム	0	※コロナにより未実施			0
	③スポーツ・文化施設管理運営事業	17,116,665	運営・管理費等			17,116,665
	④市民スポーツ・文化の振興の為の宣伝、啓発事業					
	・ホームページの運営	0	運営管理費等			0
	・フォトコンテストの実施	48,181	副賞、消耗品等			48,181
	⑤競技、講習会等市民スポーツ文化振興事業					
	・市民体育大会	150,000	会場使用料、消耗品費等	150,000		0
	・体協チャレンジ2020 (芦屋市教育委員会との共催事業)	959,281	備品、消耗品、指導者謝金等	550,000	130,000	279,281
	・運動能力測定会	0	※コロナにより未実施			0
	・体協フェスタ(体育の日の事業 (教育委員会主催の協賛事業))	0	※コロナにより未実施			0
	・レクリエーションスポーツ普及事業 (県体協からの委託事業並びにレクリエーションスポーツ協会と共催事業)	0	※コロナにより未実施			0
	・ゴーゴーフェスティバル	0	※コロナにより未実施			0
・介護予防事業等 (介護予防C指導運営等)	18,353,774	講師謝金、賞金、消耗品、役務費等			18,353,774	
・市民ゴルフ大会 (芦屋市委託事業)	1,717,470	使用料、賞品代、消耗品、等			1,717,470	
・芦屋アスリートタウン構想 ユナイテッドプロジェクト (A.C.芦屋ユナイテッド 健康教室 社会貢献事業)	21,291,654	会場費、消耗品費、講師謝礼金等			21,291,654	
⑥各競技力の強化、発展促進事業						
・競技力向上研修会	33,168	会場使用料、講師謝金、消耗品等			33,168	
・青少年育成事業	118,100	1競技上限20,000×14競技	110,000		8,100	
・初心者養成事業	120,000	1競技上限20,000×8競技	120,000		0	
・市民スポーツ振興事業	113,040	1競技上限20,000×16競技	110,000		3,040	
⑦関係各機関、団体との協力・連絡調整事業						
・各種会議	77,240		70,000		7,240	
・新年交流会		会場費、消耗品費			0	
・社会貢献活動支援		会場費、副賞提供等			0	
⑧体育功労者ならびに優秀選手の表彰事業	96,765	会場使用料、筆耕代、盾、メダル等	90,000		6,765	
計		60,195,338		1,200,000	130,000	58,865,338
事務費	運営費	91,480	事務局運営費(消耗品費、役務費、慶弔費等)		84,000	7,480
	計	91,480			84,000	7,480
その他	消費税	1,096,800				1,096,800
	法人税	82,000				82,000
	予備費					0
合計		61,465,618		1,200,000	214,000	60,051,618
上記以外の事業内容				収入金の積算、その他収入の内訳		
当期正味財産増減額 ▲ 7,413,811円 ※ 54,051,807円(収入計)－61,465,618円(支出計)				正会員会費@2000×65人 130,000		
				団体登録費@4000×21種目 84,000		
				賛助会員会費 0		
				芦屋市スポーツ振興補助金 1,200,000		
				県体育協会助成対象事業 0		
				その他助成金 6,602,032		
※◎事業費 … 総会費、大会出席費、活動費等 ◎事務費 … 人件費、役員会費、需用費等				事業収入 46,025,654		
◎支出科目ごとに財源内訳を記入すること ◎補助金は、市・県・社(社協)別々に記入のこと				その他収益(受取利息等) 10,121		
◎本表の作成にあたっては、出票者負担金等実費弁償的な収入は算出しないこと						
				54,051,807		